

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（承認の基準等）</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a （略）</p> <p>b 金融商品取引業者以外の者</p> <p>（a）・（b）（略）</p> <p><u>（c） 銀行等（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫にあつては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること）。</u></p> <p><u>イ 単体及び連結普通株式等 T i e r 1 比率が4.5パーセント以上であること。</u></p> <p><u>ロ 単体及び連結 T i e r 1 比率が6パーセント以上であること。</u></p> <p><u>ハ 単体及び連結総自己資本比率が8パーセント以上であること。</u></p> <p><u>（d） 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外営</u></p>	<p>（承認の基準等）</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a （略）</p> <p>b 金融商品取引業者以外の者</p> <p>（a）・（b）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（c） 銀行及び優先出資法第2条第1項に規定する協同組織金融機関（以下「銀行等」という。）</u>にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海</p>

業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること。

(e) 保険会社にあつては、単体及び連結ソ
ルベンシー・マージン比率が400パーセン
ト以上であること。

(3) (略)

2・3 (略)

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 銀行等のうち、国際統一基準行、農林
中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫につ
いて、次の a から c までのいずれかに該当す
ることとなったとき (外国銀行にあつては、こ
れに準ずる場合で当社が必要と認めるとき)。

a 単体又は連結普通株式等 T i e r 1 比率が
2. 2 5 パーセントを下回ったとき。

b 単体又は連結 T i e r 1 比率が 3 パーセン
トを下回ったとき。

c 単体又は連結総自己資本比率が 4 パーセン
トを下回ったとき。

(6) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株
式会社商工組合中央金庫以外の銀行等につい
て、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統
一基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パ

外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること (外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあつては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が400パーセント以上であること。

(新設)

(3) (略)

2・3 (略)

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) 銀行等について、海外営業又は事業拠点を
有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結
自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事
業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又

一セントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき。

(7) (略)

4・5 (略)

(決済銀行承認の基準)

第76条 当社は、前条第1項の規定による決済銀行指定申請書の提出のあった決済銀行指定希望銀行等について、次の各号に掲げる事項に適合すると認めるとき、又は既に他の決済銀行指定参加者の決済銀行として承認を得ている銀行等であるときは、当該決済銀行指定希望参加者が決済銀行指定参加者となり、当該決済銀行指定希望銀行等を決済銀行として第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うこと、及び当該決済銀行指定希望銀行等が決済銀行として当社との間で決済銀行に係る業務を行うことを承認するものとする。

(1) 第10条第1項第2号b ((e)を除く。)に掲げる事項

(2)・(3) (略)

2 (略)

(決済銀行業務の停止)

第80条 当社は、決済銀行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決済銀行が第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うことを停止するものとする。

(1) 第30条第3項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき (外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき)。

(6) (略)

4・5 (略)

(決済銀行承認の基準)

第76条 当社は、前条第1項の規定による決済銀行指定申請書の提出のあった決済銀行指定希望銀行等について、次の各号に掲げる事項に適合すると認めるとき、又は既に他の決済銀行指定参加者の決済銀行として承認を得ている銀行等であるときは、当該決済銀行指定希望参加者が決済銀行指定参加者となり、当該決済銀行指定希望銀行等を決済銀行として第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うこと、及び当該決済銀行指定希望銀行等が決済銀行として当社との間で決済銀行に係る業務を行うことを承認するものとする。

(1) 第10条第1項第2号b (同号b (c)については、銀行等に関する基準に限る。)に掲げる事項

(2)・(3) (略)

2 (略)

(決済銀行業務の停止)

第80条 当社は、決済銀行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決済銀行が第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うことを停止するものとする。

(1) 第30条第3項各号 (第5号については銀行等に係る基準に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

2 附 則

1 この改正規定は、平成25年3月31日から施行する。

- 2 平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間における改正後の第10条第1項第2号b(c)の規定の適用については、同(c)イ中「4.5パーセント」とあるのは「3.5パーセント」と、同(c)ロ中「6パーセント」とあるのは「4.5パーセント」とし、第30条第3項第5号の規定の適用については、同号a中「2.25パーセント」とあるのは「1.75パーセント」と、同号b中「3パーセント」とあるのは「2.25パーセント」とする。
- 3 平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間における改正後の第10条第1項第2号b(c)の規定の適用については、同(c)イ中「4.5パーセント」とあるのは「4パーセント」と、同(c)ロ中「6パーセント」とあるのは「5.5パーセント」とし、第30条第3項第5号の規定の適用については、同号a中「2.25パーセント」とあるのは「2パーセント」と、同号b中「3パーセント」とあるのは「2.75パーセント」とする。